

市第 134 号議案関連資料（横浜市保育所条例の一部改正について）

市立保育所の民間移管について

1 趣旨

多様化する保育ニーズに迅速かつ効率的に対応するとともに、施設整備を通じた保育環境の改善等を図るため、平成 30 年 4 月 1 日に、市立保育所 3 園を民間移管します。

これに伴い、横浜市保育所条例（昭和 26 年 3 月横浜市条例第 7 号）の一部を改正し、次の 3 園を条例の別表第 1 から除きます。

（民間移管する 3 園）

横浜市菅田保育園（神奈川区）
横浜市並木第二保育園（金沢区）
横浜市下瀬谷保育園（瀬谷区）

2 移管方法

土地（市有地）	無償貸付
建物	有償譲渡
移管先	認可保育所を運営している社会福祉法人

3 移管後の保育内容

移管する園ではこれまでの保育内容に加え、「主食提供」「土曜日の給食の提供」、「保育時間の延長」、「一時保育」を行います。

※ 並木第二保育園・下瀬谷保育園では、既に「主食提供」を実施しています。また、菅田保育園・並木第二保育園では、既に「一時保育」を実施しています。

4 保護者への説明

平成 27 年 10 月に 30 年度移管対象園となったことをお伝えし、順次、民間移管に関する説明会を開催しました。法人募集前には、法人選考委員が各園を訪問し、保護者意見のヒアリングを行いました。こうして 28 年 11 月末には移管先法人の決定をお伝えし、29 年 1 月に法人を紹介する説明会を開催しています。

5 法人選考

平成 28 年 6 月に移管先法人を募集し、応募のあった 17 法人について、法人選考委員会が「書類審査」「法人が運営する保育所の実地調査」「理事長・施設長予定者等の面接」等を通じて選考を行い、以下のとおり法人を選定しました（法人概要は裏面に記載）。

横浜市菅田保育園（神奈川区）	「社会福祉法人 あおぞら」
横浜市並木第二保育園（金沢区）	「社会福祉法人 山善福社会」
横浜市下瀬谷保育園（瀬谷区）	「社会福祉法人 不易創造館」

6 今後の予定

平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月	引継ぎ・共同保育、三者協議会の実施
平成 30 年 4 月	移管先法人による運営開始

平成 30 年度市立保育所民間移管 移管先法人概要

● 菅田保育園（神奈川区）

移管先法人名	社会福祉法人 あおぞら
法人所在地	横浜市神奈川区六角橋 5-35-15
法人設立年月	平成 5 年 7 月
理事長名	井崎 和夫
運営する保育園等	あおぞら保育園（横浜市神奈川区） あおぞら第 2 保育園（横浜市神奈川区） あおぞら谷津保育園（横浜市金沢区）

● 並木第二保育園（金沢区）

移管先法人名	社会福祉法人 山善福社会
法人所在地	大阪府茨木市東太田 3-8-3
法人設立年月	平成 2 年 3 月
理事長名	山本 茂善
運営する保育園等	認定こども園さんすい学園（大阪府茨木市） 鮎川保育園（大阪府茨木市） 認定こども園おとのは学園（大阪府茨木市） 認定こども園豊原学園（大阪府茨木市） 認定こども園いぶきの丘学園（大阪府茨木市）

● 下瀬谷保育園（瀬谷区）

移管先法人名	社会福祉法人 不易創造館
法人所在地	大阪府和泉市松尾寺町 1525-5
法人設立年月	昭和 62 年 2 月
理事長名	清水 勝則
運営する保育園等	認定こども園ポートタウン保育園（大阪府大阪市） みなまつ保育園（大阪府和泉市） 認定こども園横山きのみ保育園（大阪府和泉市） 認定こども園加茂保育園（大阪府高石市） 法善寺保育園（大阪府柏原市）